

§ 10. 令和8年度 地方消費税引き上げ分の使途について

地方消費税率の引き上げによる増収分(村の予算計上は地方消費税交付金)については、今後も増加が見込まれる「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)及びその他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費に充てることとされています。

王滝村では、次のとおり充当しています。

令和8年度当初予算計上額

【歳入】

地方消費税率引き上げによる地方消費税交付金の増収分 10,268 千円

【歳出】

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
(項)	(目)			地方消費税交付金(引き上げ分)	その他
社会福祉費	老人福祉費	70,266	24,647	8,214	37,364
児童福祉費	保育園費	17,633	2,853	2,054	12,726